

京都府戰略的地震防災対策指針 (案)

概 要 版

平成21年4月
京都府防災會議

第1章 戦略的地震防災対策指針の策定に当たって

1 策定の趣旨

地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明示し、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、戦略的に地震防災対策を推進することを目的に策定。

2 京都府を取り巻く地震災害のリスク

府内に多く存在する活断層による直下型地震と、発生確率の高い東南海・南海地震を視野に入れた対策を進める必要がある。

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ

- (1) 今後30年を見据えて、当初の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示す。
- (2) 本指針に定められた数値目標や各種施策目標は、可能な限り京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込む。
- (3) 国の地震防災戦略が地方公共団体に策定を求めている地域目標、及び地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標として位置づける。

2 戦略的な地震防災対策の推進

府民のかけがえのない命を守ることを第一に、事前対策から復興対策に至るあらゆる局面の対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、施策の優先順位をつけ、戦略的に地震対策を推進する。

3 重点的取組事項

府民の生命を守ることを第一において、以下の事項を重点的に推進する。

- (1) 府民の生命と生活を守る
 - ・住宅の耐震化の促進
 - ・重要施設の耐震化の促進
 - ・地震に強いまちづくりの推進
 - ・災害対応体制の確立
- (2) 京都らしさを守る
 - ・文化財等の保護対策の推進
 - ・観光客等の保護対策の推進
 - ・大学・企業の事業継続体制の確立等
- (3) 地域力を高める（地域の絆を高め、防災力を高める）
 - ・防災意識の向上
 - ・地域防災力の向上

4 策定主体

京都府防災会議

5 計画期間

平成21年度～平成30年度（10年間）

6 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等

第3章 戦略的地震防災対策指針

1 基本理念

地震等の大災害から府民の生命・身体・財産を守り、安心・安全、希望の京都を実現する。

2 減災目標

今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する。

3 具体目標

基本理念に即して、減災目標を達成するため、人的・物的被害の低減、社会・経済活動の継続のそれぞれの側面から具体的な数値目標を定める。

○減災効果（例：人的被害）

＜花折断層地震における減災効果：（耐震化率90%）の場合＞

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	6,900人	2,600人	4,300人減	62.3%減

＜東南海・南海地震における減災効果：（耐震化率90%）の場合＞

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	130人	10人	120人減	92.3%減

◆府民の生命と生活を守る ※（ ）内は目標年度を示す。

○住宅の耐震化率90%を目指す。（H27）

○家具の固定率51%を目指す。（H26）

○防災拠点となる公共施設の耐震化率80%を目指す。（H25）

○公立小・中学校の耐震化率90%を目指す。（H25）

※倒壊の危険性が高い施設は100%を目指す。（H24）

○緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率を、第1次緊急輸送道路については100%、第2次緊急輸送道路については約80%を目指す。（H22）

○緊急輸送道路の改良率約83%を目指す。（H22）

○ライフラインの復旧体制の充実

- ・火力発電設備、変電設備、配電設備等電力設備の耐震化を図る。
- ・ガス整備の耐震性の向上と都市ガス供給停止ブロックの細分化を進める。
- ・水道の基幹管路の耐震化を図る。
- ・下水道施設の耐震化を図る。

◆京都らしさを守る

- 文化財建造物の耐震化、各種消火設備の所有者と連携した整備等のほか、自主防災組織と消防機関の連携等により地域ぐるみで文化財保護対策を推進する。
- 観光客支援マニュアルの整備等、観光客等の保護対策を推進する。(H25)
- 過半数の中堅企業、大学等における事業継続計画の策定を目指す。(H26)

◆地域力を高める

- 「消防団活動活性化プラン」に基づき、消防団活動を活性化する。
- 自主防災組織の組織率100%を目指す。(H30)
- 指導者向けの講習会の開催や、防災教育用教材を制作・普及することにより防災教育を充実する。
- 災害時要配慮者避難支援体制の確立を目指し、全市町村において避難支援計画を整備する。(H21)

第4章 防災戦略の一覧

減災目標を達成するため、事前対策から復興対策に至るまで、7つの政策目標、22の目標、62の施策項目を掲げる。

(4ページ「戦略的地震防災対策の体系図」を参照)

第5章 戦略的地震防災対策の推進

- 国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の各主体が、それぞれの役割を担い、連携・協働して推進する。
- 京都府防災会議の専門部会として「京都府戦略的地震防災対策推進部会」(以下「推進部会」という。)を設置し、目標の達成状況を評価検証する。
- 全部局で構成する推進会議を設置し、全庁での推進体制を確保して取り組む。
- 政策目標、目標、施策項目を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、数値目標、着手時期、達成時期、実施主体を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。
- 戦略的地震防災指針の進捗状況については、推進部会の事務局である京都府が定期的に調査・確認し、その内容を推進部会で審議し、その結果を防災会議に報告する。
- 計画・実行・評価・改善の過程を繰り返し、必要に応じて指針の見直しを行う。